

## 静岡県地域公共交通活性化協議会分科会及び評価委員会設置規程（案）

（趣旨）

**第 1 条** この規程は、静岡県地域公共交通活性化協議会設置規約（以下「規約」という。）第12条第 2 項及び第13条第 2 項の規定に基づき、静岡県地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の分科会及び評価委員会（以下「分科会等」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定める。

（所掌事務）

**第 2 条** 分科会は、規約第 3 条各号に掲げる事務について、各地域の実情に応じた公共交通に関する検討、調整を行う。評価委員会は、規約第 3 条第 4 号に掲げる評価について、“ふじのくに”地域公共交通計画の評価原案の作成を行う。

（分科会長）

**第 3 条** 分科会等に分科会長を置き、分科会長は静岡県交通基盤部都市局地域交通課長とする。

2 分科会長は、分科会を代表し、会を掌握する。

（分科会の設置及び構成）

**第 4 条** 分科会等は、伊豆、東部、中部、西部の 4 地域ごとに設置することとし、別表に掲げる構成員をもって組織する。

2 分科会等は、必要に応じて別表に掲げる構成員以外の者の出席を求めることができる。

（事務局）

**第 5 条** 分科会等の事務は、協議会事務局が行う。

（その他）

**第 6 条** この規程に定めるもののほか、必要な事項は、協議会長が別に定める。

**附 則**

この規程は、令和 4 年 7 月 28 日から施行する。

**附 則**

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この規程は、令和 6 年 6 月 18 日から施行する。

別表

静岡県地域公共交通活性化協議会 分科会

分科会	構成分野	構成員
伊豆地域	行政関係	静岡県交通基盤部都市局
		国土交通省中部運輸局静岡運輸支局
		沼津市
		熱海市
		三島市
		伊東市
		下田市
		伊豆市
		伊豆の国市
		東伊豆町
		河津町
		南伊豆町
		松崎町
		西伊豆町
		函南町
		(道路管理者)
	(道路管理者)	静岡県下田土木事務所
	(道路管理者)	静岡県熱海土木事務所
	(道路管理者)	静岡県沼津土木事務所
	交通事業者（鉄道）	伊豆急行株式会社
		伊豆箱根鉄道株式会社
		東日本旅客鉄道株式会社
	交通事業者（バス）	株式会社東海バス
	伊豆箱根バス株式会社	
交通事業者（フェリー）	一般社団法人ふじさん駿河湾フェリー	
	株式会社富士急マリンリゾート	
交通事業関係者	商業組合静岡県タクシー協会伊豆部会	

分科会	構成分野	構成員	
東部地域	行政関係	静岡県交通基盤部都市局	
		国土交通省中部運輸局静岡運輸支局	
		沼津市	
		三島市	
		富士宮市	
		富士市	
		御殿場市	
		裾野市	
		清水町	
		長泉町	
		小山町	
		(道路管理者)	中部地方整備局沼津河川国道事務所
		(道路管理者)	中部地方整備局静岡国道事務所
		(道路管理者)	静岡県沼津土木事務所
	(道路管理者)	静岡県富士土木事務所	
	交通事業者（鉄道）	岳南電車株式会社	
		東海旅客鉄道株式会社	
	交通事業者（バス）	富士急モビリティ株式会社	
		富士急バス株式会社	
		富士急静岡バス株式会社	
		富士急シティバス株式会社	
		山梨交通株式会社	
	交通事業関係者	商業組合静岡県タクシー協会東部会	

別表

静岡県地域公共交通活性化協議会 分科会

分科会	構成分野	構成員
中部地域	行政関係	静岡県交通基盤部都市局
		国土交通省中部運輸局静岡運輸支局
		静岡市
		島田市
		焼津市
		藤枝市
		牧之原市
		吉田町
		川根本町
		(道路管理者) (道路管理者)
	(道路管理者)	静岡県島田土木事務所
	交通事業者（鉄道）	静岡鉄道株式会社
		大井川鐵道株式会社
		東海旅客鐵道株式会社
交通事業者（バス）	しずてつジャストライン株式会社	
交通事業関係者	商業組合静岡県タクシー協会中部会	

分科会	構成分野	構成員	
西部地域	行政関係	静岡県交通基盤部都市局	
		国土交通省中部運輸局静岡運輸支局	
		浜松市	
		磐田市	
		掛川市	
		袋井市	
		湖西市	
		菊川市	
		御前崎市	
		森町	
		(道路管理者)	中部地方整備局浜松河川国道事務所
		(道路管理者)	静岡県袋井土木事務所
		(道路管理者)	静岡県浜松土木事務所
	交通事業者（鉄道）	遠州鐵道株式会社	
		天竜浜名湖鐵道株式会社	
		東海旅客鐵道株式会社	
	交通事業者（バス）	しずてつジャストライン株式会社	
		遠州鐵道株式会社	
		秋葉バスサービス株式会社	
	交通事業関係者	商業組合静岡県タクシー協会西部会	

改 正 前

静岡県地域公共交通活性化協議会分科会設置規程

(趣旨)

**第1条** この規程は、静岡県地域公共交通活性化協議会設置規約（以下「規約」という。）第12条第2項の規定に基づき、静岡県地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の分科会の設置及び運営に関し、必要な事項を定める。

(所掌事務)

**第2条** 分科会は、規約第3条各号に掲げる事務について、各地域の実情に応じた公共交通に関する検討、調整を行う。

(分科会長)

**第3条** 分科会に分科会長を置き、分科会長は静岡県交通基盤部都市局地域交通課長とする。  
2 分科会長は、分科会を代表し、会を掌握する。

(分科会の設置及び構成)

**第4条** 分科会は、伊豆、東部、中部、西部の4地域ごとに設置することとし、別表に掲げる構成員をもって組織する。  
2 分科会は、必要に応じて別表に掲げる構成員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

**第5条** 分科会の事務は、協議会事務局が行う。

(その他)

**第6条** この規程に定めるもののほか、必要な事項は、協議会長が別に定める。

**附 則**

この規程は、令和4年7月28日から施行する。

**附 則**

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表 (略)

## 改 正 後

### 静岡県地域公共交通活性化協議会分科会及び評価委員会設置規程

(趣旨)

**第1条** この規程は、静岡県地域公共交通活性化協議会設置規約（以下「規約」という。）第12条第2項及び第13条第2項の規定に基づき、静岡県地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の分科会及び評価委員会（以下「分科会等」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定める。

(所掌事務)

**第2条** 分科会は、規約第3条各号に掲げる事務について、各地域の実情に応じた公共交通に関する検討、調整を行う。評価委員会は、規約第3条第4号に掲げる評価について、“ふじのくに”地域公共交通計画の評価原案の作成を行う。

(分科会長)

**第3条** 分科会等に分科会長を置き、分科会長は静岡県交通基盤部都市局地域交通課長とする。  
2 分科会長は、分科会を代表し、会を掌握する。

(分科会の設置及び構成)

**第4条** 分科会等は、伊豆、東部、中部、西部の4地域ごとに設置することとし、別表に掲げる構成員をもって組織する。  
2 分科会等は、必要に応じて別表に掲げる構成員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

**第5条** 分科会等の事務は、協議会事務局が行う。

(その他)

**第6条** この規程に定めるもののほか、必要な事項は、協議会長が別に定める。

**附 則**

この規程は、令和4年7月28日から施行する。

**附 則**

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、令和6年6月18日から施行する。

別表 (略)